

令和３年度 第１回文化財審議会議事録

日時 令和３年７月１６日（金）１３時３０分～

場所：根本交流センター２階会議室

出席委員 深谷滋浩 藤澤良祐 小木曾郁夫 平林史孝 長谷川幸生 加藤桂子
黒田正直 福島金治

欠席委員 水野卓夫 立花昭

事務局出席者 多治見市教育委員会 教育長 渡辺哲郎
文化財保護センター 所 長 河地孝彦
〃 副所長 加藤昌平
〃 主 査 矢部由美子
〃 学芸員 岩井美和
〃 学芸員 篠昌志

（進行内容）

- １．開会のことば
- ２．教育長あいさつ
- ３．会長あいさつ
- ４．辞令交付
- ５．議事録署名者の決定
- ６．議事

（１）根本御殿屋敷跡の現地確認

（２）審議・報告事項

ア 審議事項

- ①根本御殿屋敷跡の文化財指定に向けた取り組みについて
- ②多度神社の文化財指定について（諮問）
- ③多治見長福寺所蔵「美濃国池田御厨某寺奉加帳」の文化財指定について

イ 報告事項

- ①永泉寺惣門保存修理報告書について
- ②水月窯について
- ③永保寺のトイレについて
- ④市内キリスト教修道施設について
- ⑤北小木のホタルの保護に関する協定書の締結について
- ⑥市内製陶所について

（３）報告事項（資料配布のみ）

ア 指定文化財について

①令和２年度の実績

- ・永保寺防災施設整備事業について
- ・北小木川土砂撤去に伴うカワニナ移動について
- ・大藪のシダレザクラ樹勢回復事業について
- ・高田のケヤキ保護事業について
- ・平野のケヤキ保護事業について

②令和３年度 年間スケジュール

イ 埋蔵文化財について

①試掘状況、発掘状況、整理作業の状況

ウ 普及啓発について

①令和２年度の実績

- ・第 67 回文化財防火デーについて（感染症拡大防止の観点から中止）
- ・企画展・移動展について
- ・文化財講座について
- ・地域や学校との連携等について
- ・他館への資料提供について
- ・今年度の寄贈資料について
- ・SNSによる情報発信について

②令和３年度 年間スケジュール

- ・企画展について
- ・他館との共同展示について
- ・文化財講座について

7. その他

（議事）4、辞令交付

任期満了に伴い藤澤良祐委員を再任し、委嘱状を交付。

5、議事録署名者の決定

小木曾委員と長谷川委員にお願いしたい。

全員 了承

6、議事

（１）根本御殿屋敷の現地確認

（現地へ移動）

（現地での詳細説明：埋蔵文化財発掘調査室職員、陶磁器意匠研究所職員、土地所有者、土

地所有者の親族、根本御殿屋敷の過去の発掘についての有識者)

【埋蔵文化財発掘調査室職員】当該地は居館跡とされる。現在までに、掘削を伴う調査はしていない。平成3年に当該地の東側にある食品工場を建てる際に、発掘調査をしている。特にこの根本御殿屋敷跡に近いほうにはその居館施設と、その他の屋敷群と分けるような切岸が見つかっており、また東側のほうでは、同じく中世の16世紀代の掘立柱建物跡が見つかっている。それ以上に多く江戸時代の遺構や遺物が見つかっている。

【過去の発掘についての有識者】平成3年に食品工場建設の話が持ち上がった。食品工場予定地は根本御殿屋敷跡の範囲からは外れていたが、その関連の遺構があるかもしれないということで発掘をした。その結果掘立柱建物の遺構が出たが、根本御殿屋敷跡との関連性は見受けられなかった。現在の食品工場の屋根が見えるが、その高さぐらいが元々の地形で、そのままならかに東へ続いていた。食品工場の西側に切岸があり、その切岸は現在も残っている。

発掘では、ゆるやかにのびる丘を切った地形になっているということがはっきりわかった。そのとき切岸を調べたところ、曲輪を造った後を切っていることがわかった。断面にトレンチを入れたところ、盛土したあとに切ったことがわかった。切岸の下には浅い溝があり、館の領域はそこまで終わっていることがわかった。

印刷工場の場所には山から下りてくる峰を切った部分があった。今印刷工場がある場所からちょうど地形的に立ち上がっていた。北側の面は、割と当時のまま残っている。南側の部分は今は盛り土をしているが、本来は谷の地形である。北と南の面は完全に谷。南の谷は北より急峻。それを県道工事の残土で埋めた。現在南側は元々の形状をとどめていない。昭和40年代の都市計画図で確認できる。曲輪は、戦中に開拓をしており、畑になっていた。戦後の米軍の航空写真で確認がとれる。

【陶磁器意匠研究所職員】縄張図とともに説明する。北から東にかけて帯曲輪がある。その一段上に縄張図南東側に枳形虎口（内枳形）状の平坦部があり、さらに上に西側に平坦面がある。

枳形虎口の東側を土塁状に掘り残して武者隠しに近い地形にしている。西側に一段上がると主郭・本丸になる。

もし、これが本当に枳形虎口だとすると東濃の中では他に類例が極めて少なく、貴重な遺構。虎口の形状でいうと、城通が鉤状に折れる枳形虎口になる。在地領主層の城館における虎口発達の編年を考える上では極めて重要。しかし本当に枳形虎口であるかどうかは地表面観察だけでは断定は出来ない。

16世紀後半に根本御殿屋敷ができたとされる。若尾氏がいつこちらへ来たかということは諸説あるが、恐らく大永・享禄・天文あたりかと推察する。中世城館の虎口は、戦国時

代末期から織豊期に急激に発達するが、若尾氏ほどの小規模な土豪が枳形虎口を使っていたとすると、それはそれで話題性がある。戦国大名クラスの石垣で組んだ枳形虎口を除いて、土豪クラスの、ここにあるような土づくりの枳形虎口で実際残っているものはこの地域全体を見てもほとんどないため、検証が必要。縁辺の部分は、盛土と切土になっている。そこにトレンチを入れて盛土と切土の状態を確認したほうがよい。

【過去の発掘についての有識者】枳形虎口の南部分が大きくえぐれているのは、以前焼き物の土取りをしていたからである。掘った時の残土で、低い部分を埋めている。

【委員】谷は自然地形をうまく利用し、防備上の堀の役目をしていた可能性もある。

【陶磁器意匠研究所職員】山城との位置関係についてであるが、一般的に小土豪の居館は、連絡の良さから山城の大手口の直下にある。根本御殿屋敷と根本城をセットで見た場合、当時の土豪の居館としては、居館の縄張りに力を入れすぎている感がある。居館単独で防衛しようとした意図が見える。当時は攻められたら居館は捨てて、山城にあがって防衛するはず。東濃地域の他の山城直下の居館の多くは単純な平坦面にあり、土塁や堀切を伴わないものが多い。若尾氏が居館と山城の両方を守るだけの兵力を保有していたかは、検討する必要がある。発掘によって山城と居館の築造年代に前後性があればはっきりするのではないか。

【過去の発掘についての有識者】山の稜線だけたどっていくと、うまく山城と居館を行き来することができる。

【陶磁器意匠研究所職員】居館から山の稜線をたどってつながるのが、大手口ではなく搦手口である。搦手側は大堀切があり全く尾根を分断している。築造当初から下から上ってくるものとの連絡性というのを考慮してない。そのため居館をここに選地したことには疑問が残り、むしろこの先の西山町2丁目にリサイクル工場があり、平坦地に太陽光発電のパネルが設置してあるが、そこがまさに根本城の大手口の直下にあたる。そこは元昌寺から1番奥まったところの高台となり、その平坦地に居館を設置するのが一般的に妥当ではないか。大手からの大手道が尾根を通過してその西山町2丁目にのびている。

そういう意味では根本城と居館の築造年代をはっきりさせるとよい。築造年代が大きく離れているのならば、築造主体自体が別かもしれない。

【委員】当該地（一番上の平場）での遺物、表採はあるか。

【埋蔵文化財発掘調査室職員】遺物はない。

【過去の発掘についての有識者】ここで畑を作った時も遺物があったと聞いたことがない。

【委員】先代の土地所有者の時代に黄瀬戸がでたと聞いたことがある。

【陶磁器意匠研究所職員】根本城と居館を同時に築造するには、労働力がかなりいる。

【委員】文献は残っていないか。

【過去の発掘についての有識者】当時の文献はなく、地域の伝承しかない。幕末に書かれたものはある。

【委員】江戸時代の領主はここはだれか。

【事務局】旗本林氏である。

【委員】西側はどのようなになっているのか。

【陶磁器意匠研究所職員】西に向かって上がっているが、それも当時の地形かわからない。当該地は歴史的に農地にもなり、宅地も何代も続いたので、当時の地形をとどめているかは地表面観察だけではわからない。複合遺跡であって、柱穴が出たとしてもそれが本当に中世の遺構かはわからない。

【委員】江戸時代はどのような土地か。

【陶磁器意匠研究所職員】地籍図を見ると屋敷地であった。

【過去の発掘についての有識者】当該地は地名として「御殿屋敷」と伝わっている。

【陶磁器意匠研究所職員】犬山市の入鹿池近くに同じく「御殿屋敷」という地名が残る場所がある。そこも同じく丘陵地で、「御殿屋敷」「垣の内」という地名が残っており、なんらか屋敷に関係する土地であったと考えられる。

【委員】当該地の周辺は中屋敷、新田など地名が残っており、下（東）に行くにしたがって新しく開けた地名である。

【過去の発掘についての有識者】ここは「元屋敷」といい、元、中、下に分かれていたようである。

【陶磁器意匠研究所職員】先代の土地所有者が（上部平坦面西側に）2 mほどの溝があったと聞いていたことを聞いた。

【土地所有者の親族】聞いていない。

【陶磁器意匠研究所職員】印刷工場の西側に堀切がある。

【過去の発掘についての有識者】その溝は灌漑用水路で、後世のものである。

【陶磁器意匠研究所職員】通常の居館は一辺が40～50mほどになる。当該地は土豪の居館としてはオーソドックスな標準的な半町四方。若尾氏の勢力も居館の面積からもわかってくるのではないかな。

また、城と居館を同時期に築造したとするには、若尾氏の势力的に無理があるのではないかな。それなりの土木工事をしており、それだけの労力を動員しえたかが疑問。

【委員】新しく発見された1301年ごろの長福寺文書に、若尾氏の名が出てくる。その14世紀の若尾氏と名乗るものが根本にいたとすると、居館があったことも推察される。

【陶磁器意匠研究所職員】当該地の枳形虎口が本当に枳形虎口だとすると、その築造は16世紀後半である。

【過去の発掘についての有識者】天正12年（1584）の羽黒合戦で若尾元美が戦死する。この記述は『金山記』にもある。そのあたりからは若尾氏の名が出ており、そのころに若尾氏がいたことははっきりしている。

【陶磁器意匠研究所職員】若尾氏の名が一次資料に出ていない。いつ地元根付いたかわかっていない。秋山虎繁が東濃に踏み込んできたときに一緒に来た軍勢とは考えにくい。それ以前にもこちらに在住していたとすると、もう少し地元何らかの痕跡が残っていてよいが見当たらない。今は武田軍の東濃侵攻とともに来たとは半ば確定的に言われているが検証が必要。

【過去の発掘についての有識者】この地域の言い伝えでは武田とともに来たということは一切ない。若尾氏が来住した時期として可能性があるとしたらそのころというだけであ

る。

【陶磁器意匠研究所職員】 斎藤道三が土岐一族を追い出して、美濃の実権を握った後、この地域も有力武士が一変している。守護家の土岐氏との血縁関係の強かった土豪から、土岐氏との関係性が若干薄い土豪の支配に変わっている。土岐高山城の平井氏は、信濃小笠原氏の家臣ともいわれ、恵那の遠山氏を介して、土岐氏流の高山城主に後継ぎがなくなったときに小笠原氏から派遣されてきたという。そこへ斎藤氏配下の小栗信濃守という御嵩の土豪が攻め寄せて合戦をしている。これは斎藤氏側に靡かない在地土豪の肅正の意味合いがあったのではないか。

この地域には、当時信濃や木曾とつながりの強かった遠山氏を介して、諏訪氏、木曾氏、小笠原氏の勢力が入ってきている。あくまで推論であるが、その動きの中で若尾氏が来住した可能性がある。

(出土遺物をみる)

【埋蔵文化財発掘調査室職員】 食品工場の発掘の際に出土した、16世紀大窯期の遺物である。天目茶碗、すり鉢、皿類などがある。16世紀を中心に江戸時代の遺物や、山茶碗も発掘されている。中世の段階からこの場所で生活活動が行われた可能性がある。窯場ではなく、消費地としての遺跡。

【過去の発掘についての有識者】 山茶碗や灰釉陶器も見受けられる。

【委員】 天目茶碗は小名田窯下窯で、尼ヶ根までは古くない。大窯2期。すり鉢はもう少しあとで、大窯3期前半か。美濃で作られたもの。

【過去の発掘についての有識者】 谷の下に屋敷があり、山茶碗などがでる。

(現地確認終了。根本交流センターへ戻る)

【委員】 根本御殿屋敷の文化財指定にむけた取組について、発掘をすることになるかと思う。意見はないか。

【委員】 今後の予定はどのようにするか。

【埋蔵文化財発掘調査室職員】 現在文化振興財団の埋蔵文化財発掘調査室が、市から委託を受けて発掘業務を行っている。今年度の発掘スケジュールとしては、この7月末から、来年の1月から2月ぐらいまで他の発掘の予定が入っている。今年度は根本御殿屋敷の発

掘調査を行う時間的余裕がない。木の伐採からはじめて、掘削し、埋め戻しまで考えると少なくとも1か月以上かかる。

【委員】1年でやり上げるのではなく、数年計画で行ってはどうか。

【埋蔵文化財発掘調査室職員】数年次に分けて発掘を行うことは可能であるが、その分結果がでるのが遅くなる。

【委員】発掘の前にグリットを入れ、遺跡の状態を確認し、どの部分を発掘するか決めると思う。縄張りにはわかっているが、文献が残ってなく、どのような遺跡であったかがわかっていない。どのような遺構が確認できうるかをまず調べるべき。

【陶磁器意匠研究所職員】当該地は山茶碗もでる、天目茶碗もでる複合的な遺跡。桃山時代以前から近世近代にまで幅広い時代の遺跡。居館としての成立がいつであるかをしっかり特定すべき。現状の地表面観察だけではわからない。屋敷の柱穴が見つかればよいが。

【事務局】発掘費用はどのように出すべきか。今年度は予算を組んでいないのでできない。

【委員】先代の土地所有者の時代に、印刷工場の建設計画が持ち上がったが、こういう謂れのある遺跡なのということで、当該地は開発せず残したという経緯がある。地元でも遺跡として大切にしている思いがある。根本城との関連もあるため、行政の方でも発掘調査をしてもらい、後世に残すことができたらと思う。時間がかかってもよい。

【委員】今年度は予算がないが、今後予算を組んでもらい、トレンチをまず入れるという調査をしてもらいたい。

【陶磁器意匠研究所職員】以前、岐阜県教育委員会が県内の中世城館の総合調査を行った際、当該地が中世城館であるかどうか専門家の意見が分かれた。枳形虎口に関しても、形状や開口する方向などを疑問視する意見があった。枳形虎口の部分もしっかり発掘調査を行ってもらいたい。

【委員】教育委員会で当該地にトレンチを入れる予算を来年度に組み込んでもらい、計画を立ててもらいたい。指定にすべきかどうかは、調査をした後もう一度検討するとよい。

【委員】文化庁からの市内遺跡保存調査のための補助金を利用するとよい。

【事務局】 予算を伴うため、しっかり計画をたてて、検討したい。

②多度神社の指定文化財について（諮問）

【委員】 多度神社の文化財指定について。前回の見学会を踏まえ、皆さんの御意見をいただいて、妥当であるということでしたら、教育委員会へ提出する答申案をつくっていく。資料の説明の後、皆さんの御意見をいただきたい。

【事務局】 所有者から申請書が出され、教育委員会から正式に1月28日付けで諮問書が出された。今日はその諮問を行ってもらいたい。

前回の審議会の中で指定に値するという意見をいただいて、所有者から申請書の提出をしてもらった。今日はいくつか検討していただきたいことがある。

まず指定の範囲について。①本殿の背面に防風壁があるが、防風壁を指定範囲に含めるかどうか。②本殿と拝殿の間の渡殿を範囲に含めるか。③本殿の下の石垣土台を含めるか。石垣土台は昭和10年に建立したという棟札が残っている。④棟札をどこまで附指定にするか。本殿に関わる棟札は23点あり、それ以外が20点ある。⑤木槌、鏡、神像、狛犬など本殿内にあった資料をどこまで指定に含めるか。本殿が造られた天保12年の銘のある資料は、木槌、狛犬である。⑥境内にある石造物で、指定に含めるべきものはあるか。天保12年のものはなかった。

以上を検討していただきたい。

【委員】 防風壁は指定から外してはどうか。

【委員】 防風壁、渡殿は本殿から離れて建っているので、指定にしなくてもよい。本殿だけが指定範囲でよい。石垣土台は貼り石か、奥まで石の土台か、見た目ではわからない。建物の基礎であるので、本殿と同じように指定範囲に入れた方がよい。石垣土台を指定範囲にしなかった場合、現代の素材で作り替えられてしまう可能性もあるため、指定範囲に入れるべき。

【委員】 石垣土台の修繕は、建物を上げて、修繕するのか。

【委員】 奥がどのようなになっているかわからないため、どういう修繕になるかわからない。中心部は土で、まわりだけ石があるのか、全部石が積んであるのかで修繕方法が違ってくる。上が白御影石で、今ある石垣は違う石を使っている。

【委員】 石垣土台に関する棟札はあるか。

【事務局】昭和10年に第4期茶話会が献納したという棟札がある。

【委員】石垣土台は指定の範囲にいれるということでよいか。

【全員】含めることでよい。

【事務局】次に棟札であるが、新羅神社と廿原神明神社の指定の際には、棟札を選んで附指定にしている。その時の基準は不明であるが、近代までを附指定にしていたようである。普賢寺の山門は、2点附指定となっている棟札があり、1点は戦後のものである。

【委員】普賢寺の棟札は山門の修理に関する棟札か。

【事務局】山門修理に関する棟札。そのため戦後のものも含めた。多度神社の棟札43点の内、本殿ではなく、境内にある神明神社と八幡神社の棟札も資料一覧に示してある。これは含めるべきか。

【委員】棟札は一括で保管してあるか。

【事務局】本殿にあるもの、八幡神社、神明神社にあるもの、拝殿内に張り付けてあるもの、防風壁に貼ってある防風壁控柱の補修の棟札、拝殿の外面にあるものと様々である。本殿の中にあつたのは30点であるが、拝殿内部に貼ってあつたものも、本殿の屋根修復に関する棟札である。

【委員】拝殿の外面に貼ってある札は、棟札ではなく、寄付者の芳名録のため、棟札に入れない方がよい。防風壁の棟札は附指定に入れてもよいのではないか。

八幡神社、神明神社の棟札も附指定に入れてよいのではないか。その建物に対する棟札のみにするか。本殿附棟札という指定であるならば、本殿に関する棟札だけの方がよいが、棟札は大事な歴史資料であるので、多度神社本殿と棟札、というように棟札もできるだけ指定に入れるべきではないか。

【委員】棟札は歴史的に一級の記録で、神社や寺の成り立ちを証明する記録。

【委員】棟札を附でなく並列で指定にする場合、指定の種別が変わってしまうか。

【事務局】多度神社本殿は有形文化財の建造物。棟札は有形文化財の歴史資料。多度神社の棟札を並列で指定にする場合、市内にある他の棟札をどのように考えるべき

か、検討が必要。

【委員】神社の本殿が昭和で、棟札が古ければ棟札を指定する。棟札だけの指定はある。狛犬だけの指定もある。附と個別の指定は意味合いが違う。

本来は棟札の悉皆調査をしてからであるが、出てきたものを順に指定する場合もある。今はもうなくなってしまった建物の記録の残る棟札は記録的価値もあり、単独でも貴重である。附という言葉をとってもよいのではないか。

【事務局】本殿と別で棟札のみの個別の指定ということなら可能ではある。もう一度所有者から棟札の指定に関しての申請書を出してもらうべきか。

【委員】すべての棟札を附指定にした場合、八幡神社、神明神社の棟札が本殿に関わるものでないので、附指定にそぐわないか。

【事務局】それ以外にも、宝物倉の棟札、神名札などが本殿修復等に関係がない。廿原神明神社の附指定されている棟札には神名札も含まれていた。

【委員】指定ごとに基準が違くとバラバラの附指定になってしまう。附はその建物を示すから附指定であって、厳密に考えれば多度神社は本殿に関する棟札だけになる。

【委員】ごく最近に作ったものに関しても棟札を指定することになる。棟札だけの指定はどんな意味があるか。

【委員】誰が造ったか、修理したかを知る貴重な資料。棟札は一括指定が望ましい。土岐市のある神社の棟札は1点のみの指定であったため、他の棟札が失われてしまったという例がある。

【委員】附では一括指定をすることが難しいが、貴重な資料が失われる可能性を考えると棟札は一括して指定することが望ましい。本殿とは別で、有形文化財として棟札を一括指定することがよい。市内の他の寺社の棟札も考慮に入れなければならないので、どのように指定できるか検討してほしい。

【事務局】建物について本殿の周りの囲い塀は入れなくてよい。昭和52年に建て直している。

【委員】建物としては本殿だけで、囲い塀は入れない。

【事務局】棟札以外の資料について。天保12年の狛犬、天保12年の野村専右衛門の名のある木槌、寛政3年の木槌がある。また、神像3体、動物の顔の陶器片、鏡、勾玉がある。

【委員】鏡と勾玉は祭りに使うもの。寛政3年の木槌は知多の大工の名があり、知多大工の仕事がわかってよい。木槌も本格的に造っている。神像はあちこちで残っているが銘もなくわからないことが多い。

【事務局】寛政3年の修復棟札がある。寛政3年の木槌はこの時のものか。神像には銘がない。資料は木槌3点と、狛犬1点を附指定でよいか。

【全員】了承。

【事務局】境内の石造物について。天保12年に関するものはない。

【委員】石造物については他と比較してもさほど古くない。附指定にしなくてよい。

【全員】了承。

【委員】次回の審議会は棟札については、改めて諮問ということになる。
次に③長福寺所蔵「美濃国池田御厨某寺奉加帳」の文化財指定について説明をお願いする。

【事務局】長福寺所蔵「美濃国池田御厨某寺奉加帳」について。長福寺住職より指定に向けて申請をしたいという話があった。こちらの資料は、縦約30cm、長さ6m以上のもの。年代としては正安3年（1301）頃のもの。多治見市内で最も古い古文書となる。

参考として、東栄町にあった東家文書の田畑寄進状は正安2年であるが、後世の写しである。また、指定文化財となっている永保寺中世文書では、元享元年（1321）の連署起請文が最も古く、当該資料はそれより20年ほど古いものになる。

当該資料内容は、寄付金を集めた奉加帳となっており、寄付者は長福寺がある長瀬地域、多治見、笠原、滝呂など現在の多治見市域を中心に、土岐、瑞浪、可児、春日井、名古屋まで広範囲である。寄付者の中には長福寺を創建したと伝わる源頼氏の他、土岐一族の名が見られる。寄付者の合計は1万人を超える。資料発見の経緯は、平成29年から長福寺史料の調査を行ってきた。調査は愛知学院大学教授にご指導いただきながら、多治見市図書館郷土資料室、文化財保護センターで行ってきた。その中で、令和2年2月に当該資料を発見した。令和2年6月には記者会見をおこなった。

長福寺は市内弁天町にある真言宗の寺院、元弘年間（1331～1334）に創建されたと伝わる。

【委員】発見された時、どのような状態だったか。

【事務局】段ボールの中に、後世の木箱があり、その中に丸めた状態で入っていた。

【委員】一緒に入っていたのが、明治・大正時代の書簡類であった。税金類の書類と一緒にになっていた。標題もなく、中身を細かに見ないと内容がわかりにくいので、そのまま他の資料と一緒に片付けられていたのではないか。

前部分が欠損していることと、何枚か紙が繋ぎ合わされた史料であるが繋ぎ目に文字が重なっていることや、文字の行間の間隔から見て、中間にまだ紙があった可能性がある。そういった部分が何か所かある。原形が壊れてしまって、それを修理した可能性がある。その修理がいつの時代にされたかはわからない。まだ残りの紙があるかもしれない。前職で鎌倉時代の文書を多く扱っていたが、近世の文書の裏打ち紙に中世の文書をよく使っていた例をみた。そのような形で出てくるかもしれない。

文書は一人の人間がすべてを書いている。楷書体で書いている部分、例えば「篠木」のところでは人名に合点があり、人名を先に羅列して書いてからお金を確認していることがわかる。一方「滝呂」の部分では、行間に小さく後で書き足している。このような箇所から、奉加帳の原簿であることがわかる。長福寺が修理のため相談をした京都の岡墨光堂によると、この奉加帳に使われている紙が、紙漉きの際にちぎった紙を入れ込んで漉くやり方をしており、鎌倉時代の紙漉きの製法に間違いがないということである。紙の面でも中世の紙で間違いがない。

各地にこのような奉加帳はいくつか残っているが、長福寺の当該資料は当時の家族構成までもわかる貴重な資料。土岐家の惣領が1人につき、今のお金にして100円ほどにあたる1文を寄付しており、庶民の寄付額も高い金額ではない。それだけ広く集めることが出来ており、荘園の支配者である土岐家などのある程度上流の人々から、長瀬講のように荘園の被支配者である庶民まで名を連ねているため、当時の村の人口数がわかる資料。地域が重層的にわかる貴重な資料である。岐阜県下の鎌倉時代がわかる在地の中世文書でもベスト5に入るほどではないか。高田、土岐、池田が当時中心であったことがはっきり当該資料でわかった。土岐家の惣領の家族構成も、土岐家の館の管理人までわかる。多治見市内の地名などが多く出てくるので、小中学校の教材としても良い資料。

当該資料の中に「頼衡」が出てくる。頼衡は永保寺文書の起請文にも名がでてくるが、当該資料の「頼衡」と「頼衡」の幼名が別人物で書かれており、頼衡が当時この近辺に2人いたことになる。『花園天皇宸記』の後醍醐天皇が挙兵をする正中の変の記述では、挙兵に加わる人物に「土岐十郎」「土岐五郎」が出てくる。『太平記』の中には「土岐十

郎」が出てくる。系図の中で「土岐十郎」は頼衡のこと。天皇の後継問題と、土岐家の系図ができる時代が重なっているため、系図が書き換えられた可能性がある。中央の政治にかかわる貴重な資料である。

【委員】今後どのように進めていくか。

【事務局】審議会で指定に値するという意見になれば正式に長福寺より申請書を出してもらい、進めていくことになる。

【委員】長福寺には慶長3年の森家の文書があった。金山城の領域が、南が多治見駅界限まで広がっていたことはわかる資料が出てきている。

また、経典も16世紀末のものが多く、大量にあった。こちらにも注目に値する。当該資料は仏像などを作る際に上流階級の人々だけでなく、地域の末端の人々も名を連ねている良い資料である。女性、女の子の名まで出ている。日本の中世史を研究する上でも良い資料。また、東濃型山茶碗の流通圏と、当該資料の寄付者地域とが重なる。寄付者の名の中に「大夫」があるが、これがもしかしたら陶器を製造する職人の頭の名かもしれない。

【事務局】長福寺の文書は多くあるが、当該資料のみを指定文化財とすることがよいか、長福寺文書全体を指定対象とするのがよいか。

【委員】長福寺に残されていた他の文書と当該資料は性格があまりにも違うため、当該資料のみの指定をまず考えた方がよい。

【委員】長福寺文書として一括だと、当該資料の価値が薄れてしまう。この資料のみで指定を考えた方がよい。

【委員】長福寺文書全体でなく、当該資料1点を文化財指定の対象として進めていきたい。

報告事項の説明をお願いしたい。

【事務局】①永泉寺惣門保存修理報告書について。平成28年度から29年度に実施した永泉寺惣門の修理について名工大の麓先生にまとめていただいたもの。ご覧いただきたい。

②水月窯について。これまで荒川豊蔵さんの孫が管理してきたが、孫が窯をやめたいという希望があった。水月窯で長年勤務してきた職人が跡を継ぎ、今年からこの職人を中心に水月窯を続けることとなったため報告する。

③永保寺のトイレについて。今年度から来年度にかけて永保寺庭園内のトイレの改修工事を産業観光課が予定している。現在のトイレ前のスロープの角度が急なため、多治見市の福祉の指針に合わせて緩やかにする。同時に和式トイレをやめ、洋式化する。

④市内キリスト教修道施設について。今年度4月に市内キリスト教修道施設から連絡があった。市内キリスト教修道施設の建物が老朽化しており、修理が必要となってきた。一方で文化財指定の申請も考慮に入れており、指定を受けた場合、どのようなメリットやデメリットがあるか教えてほしいという相談があった。

【委員】市内キリスト教修道施設は、市内キリスト教会と、名古屋に本部があるカトリック教会の修道会の2つの団体が管理に関わっている。近年の大雨で雨漏りも激しく、維持していくのが難しくなってきた。あと10年くらいしか維持できる力がない、建物を壊すしかないと話している。残すか残さないかの議論になったが、カトリック教会の修道会のほとんどの神父は残したいという意見。残すのであればどのような方法があるか、話し合いをしている。その話し合いの中の一つとして、文化財指定について文化財保護センターに説明を受けたところ。そのような話し合いがスタートしたところ。

【事務局】⑤北小木ホテルの保護に関する協定書の締結について。既に、東建リゾート・ジャパン株式会社、多治見北ゴルフ倶楽部、東濃スーパー・ジェネレーションと北小木のホテルの保護協定を結んでいる。この6月にパワーエイト・ホールディングスと新たに保護協定を結んだ。

また、東建リゾート・ジャパンとの協定内容を一部改定した。改定内容としては、水質検査項目を6項目から12項目に増やし、水質検査の場所の変更、水質検査回数を年2回から年3回に増やした。また新たに北小木のホテル保護活動への協力という項目を追加した。

北小木川の上流にあるパワーエイト・ホールディングスは東濃スーパー・ジェネレーションと類似した事業内容の会社で、埋土処分と太陽光パネルの設置・発電をし、埋土で平らになった場所を利用して農業を行うことになっている。パワーエイト・ホールディングスとは、東濃スーパー・ジェネレーションと類似した内容の保護協定を結ぶこととなった。

【事務局】⑥市内製陶所について。多治見陶磁器上絵加工工業協組合から文化財審議会に向けて太平町にある市内製陶所への見学のお願いの文書が届いた。以前からこの市内製陶所を上絵付の無形文化財として指定できないかと相談を受けている件に関してである。しかしながら昨今の新型コロナウイルス感染拡大の状況や、文化財審議会の内容も予定が決まっていることから、すぐに見学会を行うことはできないと先方に伝えてある。本日はこの市内製陶所からこのような書面が届いたことを報告し、また見学会については検討して

いくこととする。

【委員】資料配布のみの報告事項については各自確認をお願いし、文化財審議会を閉会する。

(終了時刻：16時40分)